

協議第 6 2 号

平成 1 6 年 2 月 1 9 日 確認

自治会等の取扱いについて(その 2)

自治会等の取扱いについて(その 2) 別冊のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 9 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第62号

協議会協議項目（案）

自治会等の取扱い(その2)

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	24 自治会等の取扱い	専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
19 自治会集会所建設等	<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 10万円を基礎控除し1/2を乗じて得た額(千円未満切捨)</p> <p>新築・取得・増築 800万円限度</p> <p>修繕 80万円限度</p>	<p>自治会が自ら行う集会所の建築または修理に要する経費の補助</p> <p>・補助金額 建築 1/2(上限800万円) 修理 1/2(上限150万円)</p>	<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 新築 事業費1,800万円以内 補助率85/100以内</p> <p>増築及修理 事業費1万円以上 補助率60/100以内</p>	<p>地域の振興を図り住民の福祉に寄与することを目的とする。(予算の範囲内)</p> <p>・補助金額 地域公民館 補助率</p> <p>新設 66/100以内 増改築 50/100以内 ㎡当たり基準単価121千円、1,800万円以内 修繕 30/100以内</p>	<p>地域自治振興並びに地域の社会教育振興のため、区公民館の増改築事業を共同で施行するものに対し補助する。</p> <p>・補助金額 新築 1㎡あたり13万円限度 補助率 40/100以内</p> <p>増改築 事業費 50万円以上300万円以内 補助率 20/100以内</p>	<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建築、施設の整備等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 新築・増築 事業費2,000万円限度 用地費除く事業費の70/100 ※ただし町長が特に認める場合は、超過事業費の35/100以内</p> <p>改造・修繕 事業費50万円以上 事業費の35/100以内</p> <p>用地造成 事業費50万円以上400万円を限度 事業費が50万円を超える部分は50/100以内</p> <p>放送施設 事業費100万円限度 50/100以内</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	19. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	-------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建設、施設の整備等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 2,000万円以上 5割 2,000万円未満 6割 1,000万円未満 7割</p>	<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 新築は1/2、増築・修理は4/10を乗じて得た額(千円未満切捨)</p> <p>新築 自治会世帯数 301世帯以上1,200万円 300世帯以下1,000万円を限度</p> <p>増築、修理等は500万円限度</p>	<p>地域の教育文化及び福祉の向上を図る目的</p> <p>・補助金額 新築・増改築(補助事業を除く)建築費1/2、但し建築工事費(坪単価30万円限度)の1/2又は利用戸数に10万円を乗じて得た額のいずれか小さい額(限度額500万円)</p> <p>改築 工事費100万円以上500万円を限度(1/2)</p>	<p>地域住民の地域活動の拠点として、教育文化及び福祉の向上と住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与する。</p> <p>・助成方法等 山振・過疎・辺地等の制度を利用した補助事業等により新築・増築・改築等の整備を地域より20%以内の負担金により実施</p> <p>・現在の集会所数 上記事業等により実施したものの7棟 その他地域独自のもの 不明</p>	<p>補助基準は、津市の例により調整する。 ただし、限度額については新築・取得・増築 1,000万円、修繕 100万円とする。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	24 自治会等の取扱い	専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民活動分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 防犯灯設置補助等	市内の自治会等より防犯灯設置要望があれば審査後、補助する。	・自治会が防犯灯を設置後、工事費支払い領収書の写しを添付し防犯灯新設補助金交付申請書提出。	自治会等から街灯(防犯灯等含む)の新設及び修理について要望があれば審査後、補助する。	町内の自治会から防犯灯の設置要望により審査後、補助する。	村内の自治会より防犯灯設置要望があれば審査後、設置する。	町内の自治会等より防犯灯設置要望があれば審査後、設置する。
	【防犯灯】自治会 (1灯最高10,000円)	【防犯灯】市 250基 自治会 3,261基 経費の1/2(上限10,000円)	【防犯灯】町 788基 自治会 528基 (10,000円以上60/100以内補助)	【防犯灯】町 73基 自治会 (1灯10,000円補助) (取替1灯5,000円)	【防犯灯】村 290基 自治会	【防犯灯】町管理 約100基 自治会
	【街路灯(水銀灯)】市	【街路灯(水銀灯)】市	【街路灯(水銀灯)】町	【街路灯(水銀灯)】町 2基	【街路灯(水銀灯)】村 2基	【街路灯(水銀灯)】 -
	【通学路灯】 -	【通学路灯】 -	【通学路灯】 -	【通学路灯】町 48基	【通学路灯】村 150基	【通学路灯】 -
	【設置】自治会 H14実績 自治会 1,880,900円	【設置】市、自治会 H14実績 市 472,500円 H14実績 自治会 492,475円(市補助分)	【設置】町、自治会 H14実績 町 1,599,475円 H14実績 自治会 609,600円(町補助分)	【設置】町、自治会 H14実績 自治会 92,780円(町補助分)	【設置】村	【設置】町、自治会(自治会からの申請により町の全額補助によって設置する) H14実績 自治会 1,725,150円(町補助分)
	【管理】自治会	【管理】市、自治会	【管理】町、自治会	【管理】町、自治会	【管理】村	【管理】町、自治会
	【修繕】自治会	【修繕】市、自治会	【修繕】町、自治会 H14実績 町 1,816,078円	【修繕】1灯5,000円 H14実績 自治会 95,550円(町補助分)	【修繕】村	【修繕】町、自治会(補助は10,000円以上について事業費の3分の2) H14実績 自治会84,000円(町補助分)
	【電気料】自治会	【電気料】年1灯1,100円 H14実績 3,639,900円(市補助分)	【電気料】補助なし	【電気料】町、自治会 H14実績 町 391,969円	【電気料】村	【電気料】町、自治会 H14実績 町 282,570円
	※市から津市防犯協会へ補助金を出し、協会からの補助として出している。 現在の総設置灯数は把握出来ない	※自治会管理以外は市が設置・管理		※1自治会1年度、新設は3基、取替はなし。また、自治会間が離れており、自治会の判断の難しい場所、通学路は、自治会要望があれば町管理防犯灯を設置。		※町管理の防犯灯・街路灯・通学路灯を一括して防犯灯として取扱っている。 ※維持経費の補助金を廃止するのは難しい。 ※安濃町防犯協会への補助はなし。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
町内の区会より防犯灯設置要望があれば、審査後、補助する。	自治会より防犯灯設置要望による。	町内の自治会等より防犯灯設置要望があれば審査後、設置する。	地元において設置し、管理している。	防犯灯設置補助金額及び支出については津市の例により新市防犯協会経由で行う。 既に設置されている防犯灯、街路灯、通学路灯のうち市町村管理分については、原則として新市に引き継ぐものとする。
【防犯灯】町 62基 区 1402基 (上限1基につき1万円補助)	【防犯灯】自治会 1/2以内補助 (1自治会補助額50,000円限度)	【防犯灯】町 936基(集落間) 地元集落 1/2以内(限度額2万円)補助	【防犯灯】自治会 1,274基	
【街路灯(水銀灯)】区 18基 (上限1基につき5万円補助)	【街路灯(水銀灯)】町 27基	【街路灯(水銀灯)】地元集落 5基	【街路灯(水銀灯)】村 11基	
【通学路灯】 -	【通学路灯】町 90基	【通学路灯】 -	【通学路灯】 -	
【設置】町、区	【設置】防犯灯は自治会、街路灯・通学路灯は町 H14実績 自治会 514,100円(町補助金)	【設置】町(集落間)、地元集落 H14実績 町 517,377円(集落間)	【設置】自治会	
【管理】町、区	【管理】防犯灯は自治会、街路灯・通学路灯は町	【管理】町(集落間)、地元集落	【管理】自治会	
【修繕】町、区	【修繕】防犯灯は自治会、街路灯・通学路灯は町 H14実績 町 187,740円(通学路灯) H14実績 自治会75,100円(防犯灯補助)	【修繕】町(集落間)、地元集落 H14実績 町 512,517円	【修繕】自治会	
【電気料】町、区 H14実績 町 534,298円	【電気料】防犯灯は自治会、街路灯・通学路灯は町 H14実績 町 306,290円(通学路灯)	【電気料】町(集落間)、地元集落 H14実績 町 2,325,495円	【電気料】自治会	
※町設置分電気料は、月4万6千円から5万円	防犯協会への補助はしていない。	集落内の新設は町で設置、地元管理 (H15年度より集落内新設は地元設置、地元管理)	※街路灯の村管理については、街路灯に観光案内表示をしているため、電気代及び維持管理経費を観光協会経由で支出している。(電気代は、年間約100,000円)なお、設置についても村が設置した。(設置経費1基当たり200,000円)	